

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 30 条及び第 36 条に基づく認定に係る技術的審査料金

※ 一戸建ての住宅

(単位：円)

単独申請	30,000
------	--------

併願申請の場合は下記の通りになります。

確認申請	25,000	
設計住宅性能評価	5-2 を選択時	5,000
	5-2 を選択しないとき	10,000
長期優良住宅認定技術的審査		
低炭素建築物認定技術的審査	5,000	

- ※1 上表の料金はすべて税込みの金額となっています。
- ※2 確認申請併願の場合は、確認申請用の申請図書と認定に係る技術的審査用の申請図書がそれぞれ必要となります。また、他の申請との併願申請の料金は、外皮計算及び一次エネルギー消費量計算が他制度と同じ内容の検討方法による場合に限り、(申請内容が異なる場合は単独申請と同料金とします。)
- ※3 変更の内容が計画変更に伴う変更の場合、料金は上表の 2 分の 1 の額とします。
- ※4 直前の技術的審査を他機関が行っている場合の計画の変更は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とします。
- ※5 適合証の再発行の料金は、1 通につき 1,000 円 (税込み) とします。

※ 共同住宅等 (共用部の一次エネルギー消費量計算の必要のない評価の場合) (単位：円)

評価対象面積 (全体の面積)		評価料金	
		住戸部分	
2～6 戸		50,000+(2,500×戸数)	
7～10 戸		65,000+(2,500×戸数)	
11～20 戸		80,000+(2,500×戸数)	
21 戸超		別途見積	
併 願 申 請	確認申請	合計金額より 5,000 とします	
	設計住宅性能評価	5-2 を選択時	合計金額の 4 分の 1 の額とします
		5-2 を選択しないとき	合計金額の 2 分の 1 の額とします
	長期優良住宅認定技術的審査		
低炭素建築物認定技術的審査	合計金額の 4 分の 1 の額とします		

- ※1 上表の料金はすべて税込みの金額となっています。
- ※2 「1 住戸のみの申請(店舗併用住宅等)」は、一戸建ての住宅の額とします。
- ※3 確認申請併願の場合は、確認申請用の申請図書と認定に係る技術的審査用の申請図書がそれぞれ必要となります。また、他の申請との併願申請の料金は、外皮計算及び一次エネルギー消費量計算が他制度と同じ内容の検討方法による場合に限り、(申請内容が異なる場合は単独申請と同料金とします。)
- ※4 「共用部分の一次エネルギー消費量計算の必要のあるもの」及び対象建築物が「複合用途」となる場合は、別途見積とします。
- ※5 変更の内容が計画変更に伴う変更の場合、料金は上表の 2 分の 1 の額とします。
- ※6 直前の技術的審査を他機関が行っている場合の計画の変更は、新たに当該計画に係る技術的審査の依頼を受けたものとして上表に規定する額とします。
- ※7 既存建築物において改修前後の評価をする場合は、上表の 1.5 倍を乗じたものとします。
- ※8 適合証の再発行の料金は、1 通につき 1,000 円 (税込み) とします。

※ 非住宅建築物

(単位：円)

延べ面積	モデル建物法		標準入力法	
	工場モデル	その他	工場モデル	その他
$A < 300 \text{ m}^2$	40,000	90,000	80,000	180,000
$300 \text{ m}^2 \leq A < 2,000 \text{ m}^2$	56,000	136,000	100,000	344,000
$2,000 \text{ m}^2 \leq A < 5,000 \text{ m}^2$	116,000	220,000	174,000	490,000
$5,000 \text{ m}^2 \leq A < 10,000 \text{ m}^2$	164,000	288,000	232,000	604,000
$10,000 \text{ m}^2 \leq A < 20,000 \text{ m}^2$	202,000	346,000	282,000	714,000
$20,000 \text{ m}^2 \leq A < 50,000 \text{ m}^2$	246,000	406,000	336,000	814,000
$50,000 \text{ m}^2 \leq A$	296,000	488,000	404,000	976,000

- ※1 上表の料金はすべて税込みの金額となっています。
- ※2 確認申請併願の場合は、確認申請用の申請図書と認定に係る技術的審査用の申請図書がそれぞれ必要となります。
- ※3 延べ面積の算定は、棟単位で料金を算定します。
- ※4 対象建築物が複合用途となる場合は、別途見積とします。
- ※5 低炭素建築物認定技術的審査、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）申請と併願申請の場合は、上記表の料金によらず一律 10,000 円（税込み）とします。ただし、同一の申請内容である場合に限りです。
- ※6 変更申請の審査料金は、変更内容に応じて別途見積とします。
- ※7 適合証の再発行の料金は、1 通につき 5,000 円（税込み）とします。